

令和7年第5回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和7年5月8日（木）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 議会棟第二委員会室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	×		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	×		
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	×
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	×

出席委員 （農業委員 12名） （推進委員 3名）

欠席委員 （農業委員 2名） （推進委員 2名）

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第10号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・議案	第16号	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：15】

事 務 局	定刻となりましたので、令和7年第5回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、こんにちは。 ちょうどゴールデンウィーク明けの農繁期の忙しいなか、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。エンドウ豆、一寸豆、玉ネギ、ジャガイモとか、また田ごしらえする時期となってまいりました。これから益々農作業が忙しくなると思いますが、農機具等の事故もかなり多く発生しておりますので、また気を付けてもらいまして、安全に使用していただきたいと思います。 それでは、今月の案件も2件ということですが、事務局より概要の方説明をよろしくお願いしたいと思います。
事 務 局	それでは、令和7年第5回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 はじめに、報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 丹比地区1件です。 次に、議案16号 農地法第3条の規定による許可申請について 駒ヶ谷地区1件です。 以上、本日ご審議いただきます案件につきましては、報告案件が1件、議案案件が1件の合計2件となります。 なお、本日欠席の委員は、西浦地区の塩田委員、駒ヶ谷地区の吉田隆美委員、埴生地区の尼丁委員、丹比地区の大谷憲央委員です。 それでは議長よろしくをお願いします。
奥野議長	本定例会は成立していますこと先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に私から議事録署名委員を指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を井口委員と吉田繁委員にお願いしたいと思います。 それでは、報告第10号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の権利の移転と転用届となります。 位置図①5条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。
事 務 局	対象農地は、郡戸28番1 地目は、田 面積は、816㎡ 譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場・住宅で、この案件は土地の一部が転用済の案件となっております。 現地確認委員は、小池委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届

	出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございましたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第16号農地法第3条の規定による許可申請につきまして1件ご説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。地図②1と2をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。申請地は、駒ヶ谷476番12 地目は、畑 面積は、561㎡、つづきまして、大黒844番4 地目は、畑 面積は、958㎡です。 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地については駒ヶ谷地番の農地は、南河内フルーツロードの南側に位置しており、現状はブドウの棚は残っていますが、休耕地の状態が長いのか、雑草雑木が茂っております。 続いて大黒地番の農地は、南阪奈道路側道より壺井地区へ抜ける市道沿いに位置しています。現地も先程の農地と同様に休耕地の状態が長く棚は残っておりますが、雑木雑草が茂っている状態です。この農地について、市外に在住の譲渡人から、休耕地についての相談があり、譲受人が取得を決め、農地の手入れを行い次の季節には、ブドウの作付けを行う計画予定です。 譲受人は、地元で農園を展開しており、実績は十分な農家であり、休耕地を取得するにあたり農地の改善が可能で、ブドウの栽培を自力で行える計画ができると判断したため、当局からも作付けまで自力で行えるか聞き取りを行い、可能と聞いております。今季については、休耕地の保全活動を行うとのことで、作付けを行えるまで進捗について当局も注視することで許可相当と判断しました。 尚、譲受人の世帯は3人で250日以上上の年間従事日数を計画されております。 現地確認は堀内副会長と植野委員です。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
奥野議長	駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員 (駒ヶ谷地区)	5月2日に事務局の葉山さんと一緒に現地確認に行きました。典型的な荒廃地、耕作放棄地、荒れていますけど、譲受けの方は駒ヶ谷、飛鳥地区で大規模にブドウを作っておられます。従って、この当該地、今は荒れていますけど、十分にあとは、開墾されて特に異論なくできると思います。 以上です。
地元委員 (大黒地区)	4月30日に事務局の葉山さんと現地確認に行きました。現地は荒地で雑草も生えていまして、譲受人が大々的な農園をやっているということで、これからも注視して見ていきたいと思っています。現在はそんな状態でありますので、問題なしということでお願いいたします。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。

他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は、原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：30】